

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農業政策課	整理番号	3-9
処分の種類	農業協同組合又は農事組合法人の解散命令			
根拠法令条例等・条項	農業協同組合法第95条の2			
処分の概要	<p>次の場合における農業協同組合又は農事組合法人への解散の命令</p> <p>①法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき</p> <p>②農業協同組合が正当な理由がないのに成立日から1年を経過しても事業を開始せず、又は1年以上事業を停止したとき</p> <p>③法令違反の場合において、農業協同組合法第95条第1項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき</p>			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>(1)当該行為の重大性・悪質性</p> <p>① 公益侵害の程度 組合等が、例えば、利用者の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品等を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。</p> <p>② 利用者被害の程度 広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。</p> <p>③ 行為自体の悪質性 例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の商品等を販売し続ける行為を行うなど、組合等の行為が悪質であったか。</p> <p>④ 行為が行われた期間や反復性 当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。</p> <p>⑤ 故意性の有無 当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。</p> <p>⑥ 組織性の有無 当該行為が現場の担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。</p> <p>⑦ 隠蔽の有無 問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。</p> <p>⑧ 反社会的勢力との関与の有無 反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。</p> <p>(2)行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性</p> <p>① 代表理事や理事会の法令等遵守に関する認識や取組は十分か。</p> <p>② 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。</p> <p>③ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。</p> <p>④ 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、組織内教育が十分に なされているか。</p> <p>(3)軽減事由 以上の他に、行政による対応に先行して、組合等自身が自主的に業務の改善のための取組を行っている、といった軽減事由があるか。</p>			
基準の制定根拠	<p>・「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日付け22経営第6374号農林水産省経営局長通知)</p> <p>・「系統金融機関向けの総合的な監督指針」(平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知)</p> <p>・「共済事業向けの総合的な監督指針」(平成18年3月31日付け17経営第7481号農林水産省経営局長通知)</p>			